

## 平成30年白浜町議会第1回臨時会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成30年4月6日 白浜町議会第1回臨時会を白浜町役場  
議場において 10時00分 開会した。

1. 開 議 平成30年4月6日 10時01分

1. 閉 議 平成30年4月6日 13時25分

1. 閉 会 平成30年4月6日 13時25分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名について
- 日程第 2 議案第 50 号 白浜町監査委員の選任について
- 日程第 3 議案第 51 号 白浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 52 号 白浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第 53 号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 39 号 専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 40 号 専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第 41 号 専決処分の承認について
- 日程第 9 議案第 42 号 専決処分の承認について
- 日程第 10 議案第 43 号 専決処分の承認について
- 日程第 11 議案第 44 号 公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 45 号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 46 号 白浜町 I T ビジネスオフィス条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 47 号 平成 30 年度白浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 15 議案第 48 号 第 2 次白浜町長期総合計画基本構想の策定について
- 追加日程第 17 議案第 54 号 白浜町副町長の選任について
- 日程第 16 発委第 3 号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16・追加日程第 17

## 1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第1回臨時会2日目を開催します。

ただいまの出席議員は13名であります。

6番 正木議員から少し遅れるとの連絡がございますので、報告いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

本日の議事日程はお手元に配布しております。

昨日決定しました議会構成表をお手元に配布しております。

以上で報告を終わります。

○議長

報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員を次のとおり指名した。  
(議席変更による)

2番 楠本 隆典

---

(2) 日程第2 議案第50号 白浜町監査委員の選任について

○議長

日程第2 議案第50号 白浜町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

議案第50号 白浜町監査委員の選任について、議案書（P.39～40）に基づき、説明した。

吉田氏の選任についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第50号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、監査委員に選任されました吉田さんから挨拶の申し出があります。

これを許可します。

(吉田氏 入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

吉田さん、本日は大変ご苦労さまでした。

---

(3) 日程第3 議案第51号 白浜町教育委員会委員の任命について

日程第4 議案第52号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

日程第3 議案51号 白浜町教育委員会委員の任命について、日程第4 議案第52号 白浜町教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

議案第51号 白浜町教育委員会委員の任命について、議案書(P.41～42)に基づき、説明した。

榎本氏の任命についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第52号 白浜町教育委員会委員の任命について、議案書(P.43～44)に基づき、説明した。

松場氏の任命についてのご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

提案説明が終わりました。

2件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

議案第51号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第51号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第52号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第52号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、同意されました2名から挨拶の申し出があります。これを許可します。

(榎本氏、松場氏 入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

以上で挨拶が終わりました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 10時11分 再開 10時13分)

(議長 退場)

(副議長 議長席へ)

○副 議 長

議長を交代しました。

本会議を再開します。

---

(4) 日程第5 議案第53号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

日程第5 議案第53号 富田共有財産組合委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井濶君 (登壇)

○番 外 (町 長)

議案第53号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書(P.45～46)に

基づき、説明した。

西尾氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○副 議 長

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第53号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 10 時 15 分 再開 10 時 16 分)

(副議長 降壇)

(議長 入場、議長席へ)

○議 長

再開します。

---

(5) 日程第6	議案第39号	専決処分の承認について
日程第7	議案第40号	専決処分の承認について
日程第8	議案第41号	専決処分の承認について
日程第9	議案第42号	専決処分の承認について
日程第10	議案第43号	専決処分の承認について
日程第11	議案第44号	公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第45号	白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第46号	白浜町ITビジネスオフィス条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第47号	平成30年度白浜町土地取得特別会計補正予算(第1号)議定について

## 日程第15 議案第48号 第2次白浜町長期総合計画基本構想の策定について

### ○議 長

日程第6 議案第39号 専決処分の承認についてから日程第15 議案第48号 第2次白浜町長期総合計画基本構想の策定についてまでの10件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

### ○番 外（町 長）

ご審議をお願いいたします案件の提案理由について順次ご説明申し上げます。

議案第39号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第40号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第41号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第42号 専決処分の承認につきましては、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第43号 専決処分の承認につきましては、損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

議案第44号 公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公益的法人等への本町職員派遣に関する関係規定を改正したいので、提案するものであります。

議案第45号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い、給与に関する規定を改正したいので、提案するものであります。

議案第46号 白浜町ITビジネスオフィス条例の一部を改正する条例につきましては、白浜町第2ITビジネスオフィスの開設に伴い、関係規定を改正したいので、提案するものであります。

議案第47号 平成30年度白浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,430万円を追加し、歳入歳出予算総額を5,430万円と決めました。

議案第48号 第2次白浜町長期総合計画基本構想の策定につきましては、白浜町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定に基づき、提案するものであります。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

### ○議 長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 税務課長 濱口君（登壇）

### ○番 外（税務課長）

議案第39号 専決処分の承認について、議案書（P.1～3）に基づき説明した。

議案第40号 専決処分の承認について、議案書（P. 4～6）に基づき説明した。

議案第41号 専決処分の承認について、議案書（P. 7～9）に基づき説明した。

○議長

番外 消防長 大江君（登壇）

○番外（消防長）

議案第42号 専決処分の承認について、議案書（P. 10～14）に基づき説明した。

議案第43号 専決処分の承認について、議案書（P. 15～19）に基づき説明した。

○議長

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第44号 公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 20～23）に基づき説明した。

議案第45号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 24～27）に基づき説明した。

議案第46号 白浜町ITビジネスオフィス条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 28～31）に基づき説明した。

議案第47号 平成30年度白浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 32～33）に基づき説明した。

議案第48号 第2次白浜町長期総合計画基本構想の策定について、議案書（P. 34～37）に基づき説明した。

○議長

提案理由の説明及び補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

議案第39号 専決処分の承認について、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号 専決処分の承認について、質疑を行います。

（なしの声あり）



○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号 専決処分の承認について、質疑を行います。

11番 辻君

○11 番

今回2点の物損事故ということによろしいのですか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外(消防長)

議員おっしゃるように、同じ原因で同じ場所で発生した事故でございますので、2点の事故は同一原因でございます。

○議 長

11番 辻君

○11 番

民家が近くにあるということですのでけれども、これまでホースの事故というのはございますか。

○議 長  
番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

私の記憶しているところでは、このようなホースが風によって物損事故を起こしたというの事案はございません。

○議 長  
11番 辻君

○11 番

窓ガラスの破損ということで、人身事故でなくてよかったなと思っておりますが、民家の近くということで点検等されますようお願いいたします。

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第42号は原案のとおり承認されました。  
議案第43号 専決処分の承認について、質疑を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第43号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第43号は原案のとおり承認されました。

議案第44号 公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

議場での質問は2年ぶりでございます。先ほど総務課長から説明をいただきました。23ページの参考資料で、現行と改正案が載っております。

そこで、まず1点お聞きしたいのが、周辺の市町村ではすでにこのような改正になっていたのか。白浜町だけがこうした改正をされてなかったのか。そこら辺をお聞きしたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご質問の周辺の市町村の状況というのはちょっと調べていないんですが、白浜町におきましては、古くから派遣という形で職員を派遣している経過が、特に公益的団体にはございまして、それにつきましては派遣先と色々な協議のなかでしておるわけですけども、今後、どういう派遣が生じてくるかわかりませんが、身分を並任する場合であれば、白浜町の職員と同じものが出せるようにしておかないと、どちらがどの手当を持つとかそういう協議が要ってきますので、制度上出す出さないはいろいろあるんですが、出せるようにしていきたいという形で改正をお願いしているものであります。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

改正するということは、過去にそうした形で、例えば超勤手当とかさまざまな手当が改正後の案としてありますけども、今までは派遣された職員が本来こちらの勤務であったらただけのものが支給されていなかったからという不具合を早期に解消せなあかんという考え方でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

派遣している職員につきましては、白浜町の規定に基づく改正後の部分については基本的には出てございますけれども、その手当のあり方というのが派遣先のほうでの基準に基づいて計算されるのか、白浜町側で計算した金額でいくのか。例えば、給与とか諸手当は白浜町でみて、残業が生じたとき、残業手当は相手方が残業命令がございまして、相手方がみるというような派遣の方法もございまして、それぞれ派遣の仕方によって、相手方との給与の持ち方によって協議が出てくるんですが、すべて白浜町で持つ場合においても、白浜町の職員の制度と同じものを支出できる状況をつくっておかないと、今後派遣の協議に支障が出てくるということで、派遣相手先の派遣した職員が現行の4つの手当以外はもらえないのかといえ、そういう状況ではございません。2人派遣してございますけれども、町でみるのか、相手方の派遣先でみるのかというところで協議をしておりますので、職員に不利益が生じている状況でないと承知してございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

そうしましたら、この条例の改正ということは、具体的に金額はどれくらいふえそうだとか、まだそこまではいっていないわけですね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

金額といいますか、派遣をする職員の分になりますので、その持ち方の問題になります。ですから、派遣をして、例えば、1人派遣をしますというときに、給与は相手方でみるのか白浜町でみるのかという協議の問題でございまして、派遣をした以上、相手方が給与をみるというときには、給与は相手方の予算となりますので、現在、この改定に伴いまして給与が増額したりという予定はございません。

○議 長

12番 廣畑君

○12 番

公益的法人等という、今現在派遣されておる法人は例えば回収機構であるとか県の職員であるとかだと思うんですけども、ほかにどのような団体があるのか。

また、逆の場合、例えば警察から来ていただいていると思うのですが、4月1日現在の団体に派遣されておる、あるいは団体から派遣してきておることも含めて、総務課長の説明では手当、給与をどちらで持つかというやり取りがあると思うんですけども、どういう団体に派遣しておるのか、どういう団体から派遣されておるのか、わかればぜひ教えていただきたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

総論的に職員さんが白浜町に来ていただく、また白浜町の職員がどこかの団体に出向するという状況のなかで、全体的には派遣というイメージを持たれるんですけども、給与上とかそういう部分で職員の研修という方向で相手方に研修をさせに行く方法と、身分を一旦退職して相手方の職員で採用してという方法と、白浜町の職員の身分を持ったまま相手方のところで職務を果たすという状況がありますので、パターンはいろいろ出てくるんです。その都度給与のあり方とか協議させていただいたなかでやっています。

昨今多いのは議員おっしゃいましたような団体、県下で団体を組んでいる税の回収機構、こういったところにも派遣ありますし、後期高齢者医療広域連合にも職員が、2年とか3年のスパンで行くんですけども、そのなかで白浜町の順番が回ってくるんですが、そういうところに派遣をかけるということで多いのが、後期高齢と回収機構になってきます。今年は帰ってきましたけども、御坊の住宅新築資金の回収組合にも何年かに一回の派遣が出てくるということがございます。

もう一つは、白浜町と県との職員の人事交流という形で白浜町の職員を県に出向かせて研修を行うという形で、これはだいたい期間は1年ですが、1年くらい出向させたりします。

現在はいませんが、過去には何人か行って経験を積んでいます。

あと、白浜町へ受け入れているというか、ご協力をいただいているのは白浜警察の方です。危機管理室でございますが、彼は一旦退職されて白浜町で採用してございますので、身分上は白浜町職員となっております。2年の任期でございますので、だいたい2年すれば別の方に代わっていただくというか、人事異動の関係もございますので、そのときに白浜町を退職して、警察でまた採用されると。そのときの共済の関係だったり、そういうのは白浜町の職員でありますから、不利益のないような県の給与等々見極めながら、調整をさせていただいておるといってございます。

あと、今回自衛隊のOBといいますか、退職された方を今回採用して、危機管理室長を務めていただくわけですが、これは派遣ではございません。退職されて白浜町で採用すると。これにつきましては、自衛隊との協議もございまして、給与の幾分かを市町村が受け入れることによって特別交付税として措置されるという制度があります。ただ、身分上は白浜町の職員ですので、任期付職員の給与体系で支給するという形になります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

この公益的法人等の位置づけの関係でちょっと聞きたいんですけれども、今、総務課長が答弁してくれた分については後期高齢者とか整理回収機構、さらには、この前決まった田辺広域圏の介護保険の関係についてはだいたいわかるんですけども、公益的法人の位置づけですけども、これはDMOのことを指しているのか。それについては、町職員も派遣していると思うんですけども、公益的法人等という意味合いはどうなっているんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

小さくみるか大きくみるかという位置づけになるかと思います。公益的法人、単純に言えば、公益法人、いわゆる財団法人であったり、一般社団法人なり公益法人という位置づけを思い浮かべるんですが、我々、逐条等解説を読んでおりますなかでも、民間の任意団体であり、例えば一般社団法人であっても、その趣旨の大半が公益的な業務を行うという団体について公益的法人。例えば地縁団体なんかも公益的法人に入りますし、観光協会なんかも公益的団体ということで、利益を得ながらも社会貢献的な部分が大きい割合を持つところは公益的法人という位置づけになります。等のなかには法人でなくて団体とかも含めておるといって位置づけでございまして。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今回提案するという理由は、DMOも含めて必要性があるということで提案されているんですね。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

そのとおりでございます。

DMOの新設によりまして、DMOも公益的法人という位置づけにしてございます。当然、白浜町の観光振興のために法人でございますので、公益的な面が多分でございますので、そちらに職員を2名派遣するというところでございまして、その給与の持分を白浜町の職員と同等に支給できるように改正したい。一番大きな理由はそこでございます。ただ、将来的にもどういう形になるかわかりませんが、協議のなかで支障となる部分を整理させていただいて、すべて白浜町で持つというような状況が生じたときに出せないと職員を派遣できませんし、派遣する職員に不利益を被らせてはならないので、ここをご了解いただきたいと思いまして提案させていただいています。

○議 長  
2番 楠本君

○2 番  
趣旨はよくわかりました。

ただ、今DMOの立ち上げをして、トップが林副町長となっております。これから国の認可を受けた上における立ち上げになるんですけれども、経済3団体も含めて、この機能をどのようにしていくかということが今後の課題であると思っておりますし、そういう意味においては、やはりしっかりした基礎づくり、もちろん賃金体系もそうですけれども、政策自体の部分については町がかんでいく以上、経営についてもメスを入れた考え方を持っていかなければならないと思っておりますし、そこにおいて、トップが林副町長となりますと、町と二足のわらじという表現は悪いかもかもしれませんが、両方から給与をもらうのか、そこらはDMOの規約と町の規約との整合性を図っていくかと思うのですが、いかがですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

DMOは林副町長がトップですので、町のなかでも十分協議をさせていただいてごいません。

職員派遣につきましてお聞きしておるのは、当面立ち上げの段階で、これまで町がある程度事務局をもって進めてきた団体でございます。町長の肝いりの団体でございますので、はい、立ち上げましたので今年から自分たちで全部できますよという状況には当然ないことではございますので、ある一定の期間は職員を派遣しながら、状況を見て考えていかなければならないと思っておりますが、当面1、2年くらいは派遣を続けておかなければ、立ち上げ、準備段階から今後活動していただくのに町が関与していくべきだと思っておりますので、後々その辺は協議していきたいと思っております。

○議 長  
質疑を閉じることに異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

6番 正木君

○6 番

浅学で申し訳ないですけども、この改正後というのは医療職との認識なんですけども、私の感じでは、はまゆう病院のドクターとかが対象になるかと思うんですけども、そこらはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

医療職の職務表につきましては、過去からずっとございます。それに採用した職員がいるのかといえないんですけども、どういう形で運用されるかというのは将来的にはわかりませんが、医療職職務給与表、はまゆう病院とは限らないのですが、はまゆう病院の先生を白浜町で雇って支給する制度をつくり上げるという目的で今回条例を出ささせていただいてのではなくて、合併時にございます医療の給与表に対して階級、1級から4級までありますこの表が整理できてないという県から指摘がございましたので、今回はこの表を整理すべきもので、誰を派遣するか受け入れるという状況の整備ではありません。

○議 長

6番 正木君

○6 番

私はちょっとずれた感覚であったんで。というのは、職員がライセンスを取ってするのと、従来持っている人が現に、町長がはまゆう病院の理事長でしょう。そこにいるスタッフが対象かなと思った部分があったんですけども、要は職員が1級から4級までの職責の持ったものに対しての改正という取り方でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

議員おっしゃるとおりでございまして、はまゆう病院の部分につきましては、将来的にはあるかもしれませんが、今回の改正とそういう状況というのはまったく切り離したものでございまして、現行はもしあったときに使えるような形の制度を確立していくということに対して県から指導がありましたので、整備しておくことです。

○議 長

6番 正木君

○6 番

くどいようですけれども、今、民生課も含めて、保健センターにしても、保健師とか女性  
が大半だと思います。私も年間、何回かセミナーを受けて指導いただくのですけども、その  
方なんかはこれの対象外ですか。看護師という格好で採用しているでしょう。そこらの部分  
は従来のおりでいくのか。これに触れるのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員ご指摘のとおり、全国的には専門性のある職種について、今回、医療職の院長であつ  
たり医師の部分です。看護師の部分を設定しているようなところもあります。白浜町の場合  
は過去から保健師であったり看護師は一般職の給与表を適用して運用してございますので、  
現在の保健センターの職員は一般職の給与表で支給しているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 白浜町ITビジネスオフィス条例の一部を改正する条例について、質疑を  
行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第46号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。



従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 平成30年度白浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）議定について、質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

先にこの件についても説明を受けたと思うんですけども、まず1点は、ここの土地の周辺の鑑定価格についてはいかがですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

土地の鑑定につきましては、株式会社中の島さんが鑑定された分と白浜町が鑑定した分がございます。今回の払い下げの単価につきましては、株式会社中の島さんが鑑定をされた単価でございまして、白浜町の鑑定単価よりも安くなっている状況でございます。町の単価は申し上げられませんが、町の持っている鑑定単価よりは相手方が鑑定された単価のほうが安かったということで、相手方はそれで承諾していただきました。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今、安い方がいいという声もあったんですけども、中の島さんが算定した金額と答弁いただきましたけれども、これ相当広大な土地という部分ですけれども、この図面位置でも反対に見たんですよ、北と南、これどこと。北なら北向いて統一して書いておいてよというのと、そのなかで、今、楠本議員が言われたように、隣接というところ、その諸問題が起きているのか起きていないのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

用地の買収に関しましては、建設課のほうでそうしたところも調整しながら、中の島とお話しながら調整をしております。この価格につきましても交渉経過のなかで、町で買い受けるということに対して、現在お聞きしているのは、この土地に対して町以外のところからいくつかのアプローチがあるとお聞きしておりますが、町との協議が整っておりますので、それを優先して売却を待っていただいているという状況でございます。

○議 長

6番 正木君

○6 番

要約したら、中の島さんとはほぼ完に近い部分、契約に至っていると。ほかに若干諸々これからの部分はあるけれども、基本的にはこれに移行していくという認識でよろしいですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

建設課のほうで交差点改良といいますか、道路の拡幅計画を進めておりまして、空港湯崎

線を平成14年くらいだったと思うのですが、これを付けた当時からこの跡地の話も中の島さんと進めておりまして、町としても将来的に買わせていただくということも南海さんから申し出もございまして、念願だったことがやっと前向いてきたということで、今回予算化していただくということになっております。先ほど申し上げました単価につきましても、町のほうで前の白い部分、歩道の用地として買わせていただいたのよりも約4,000円近く安い単価になってございます。この3万4,000円という値段でございます。

それで、中の島さんとはそういうことで話はきちんとできておりまして、あと隣のガソリンスタンドさんとの話は多少これから工事を進めていく上で、少しは残っているんですけども、事業をすることに対してはご了解をいただいているところでございます。

○議 長

3番 南君

○3 番

平面図、2ページのところでお聞きしたいんですけども、これ2筆地番がありますけれども、なかに里道とか走ってないんですね。地番は違っても一つの土地と理解してよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

あと附帯する例えばフェンスとかございませぬ。すべて土地という状況でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 第2次白浜町長期総合計画基本構想の策定について、質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

第2次白浜町長期総合計画基本構想であります。私は先の議員選挙において、ここにも書かれております少子高齢化の影響で人口減少が起こると。人口減少によってさまざまな地域、産業にも大きな支障が出ると訴えてきました。

そのなかで、今日は長期総合計画の個別のことに質疑をしたら1時間で終わりません

のでそういうことは言いませんが、このすばらしい内容を少しでも達成すべく、各課の体制であるとか、進め方を町としてどのような形で進めていくと。そして、進めていかなければならないという基本的な今後の取り組み、そういった方策というのはある程度出来上がっているのかどうか、進め方です。

これだけいいことを発表しても、それぞれの課が連携しなければいけないと思います。その課その課で消化できる案件もあろうかと思いますが、これは各課が連携して密接に繋がっていると思うわけです。ですから、そういった町の体制をどのように構築して、今後総合計画に書かれているものを実践していく手立て。今、発表したわけですから、こういう形で進めていくとはまだはっきりとはそこまでかちっとなっていないと思うんですが、今後の進め方の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

当然基本構想につきましては、大枠と言いますか、将来の白浜町の方向性を示すものでございますので、突出して白浜町だけがという部分を明記していない部分が多くございます。これは具体的に見える形でどう進めていくかという部分につきましては、議員からご質問をいただくこともございますし、審議会でも多々ご質問いただいたところでございます。

現在はそこで説明もさせていただいたんですが、基本的には長期総合計画の基本計画のなかに個別計画を示させていただいたのはそうした実施する中身については、すべて個別計画で定めてございますと。ただ、個別計画も10年ビジョンでやっているものから、2、3年のビジョンがございまして、そうしたものを都度都度見直しながら方向性を出していきたいなと思ってございます。

当然、個別計画につきましても、審議会、パブリックコメント等町民の意見をいただきますので、個別についてはそういうなかで協議していただきたいと思ってございますし、それが見える形というのは毎年毎年予算であったり、全員協議会で、来年度の大きな計画とかということで、個別に見える形でご説明させていただきたいなと思ってございます。

例えば、直近であれば白浜駅のエレベーターにつきましても全員協議会で説明させていただいております。これは長期総合計画には個別計画になりますので、載せてございません。そうしたなかで、いつどういう形で予算措置できてという部分は個別的に議会を通しながら、また町民の意見を聞きながらお示ししていきたいなと思ってございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

個別的なことは総務課長が言ったとおりでと思うんです。

私はこの町議選で住民とお話したのは、町行政の要の位置づけとしてここに書かれているさまざまなことについて、当然すべての課が連携をして、1つの課では1ですけども、2つの課で1足す1が2でなくて、3にも4にもなるよう各課が連携して扇の要となって、他方、住民団体の方や議会議員が三位一体となって取り組んでいかんと、我々白浜町の将来像、今発表されているのがいい内容でありますから、なんとか少しでも実現して少子高齢化、それに伴っての人口減少に歯止めをかけて、地場産業や観光産業が末永く発展とまでは言えませ

んが、なんとかやっていける体制をつくっていただかんと白浜町の20年、40年後の人口統計が発表されていますが、今から取り組んでいかないと。

その取り組みには白浜町行政の要に座っていただいて、担当課が先頭に立って引っ張って、課長会で有効な議論をして我々議会に提案していただき、また、我々議会も提案せなあかん義務もあると思うわけです。また住民団体の方とか、そういった連携の中心的存在になって引っ張っていただかな困ると思いますので、そのようにいけるような町役場内の体制づくりをしてもらいたいということでありますが、その点につきまして、町長のお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、溝口議員からご指摘いただきましたように、ようやく第2次白浜町長期総合計画ができたわけでございます。これにつきましては、短期、中期、長期で取り組まなければいけない案件がございますし、計画ができたからといって、これはいつも感じることですけれども、このすばらしい内容のものを積んでおくだけではいけませんし、当然これを絵に描いた餅にしてはいけませんので、当然課内での調整は必要なものは連携しながらやっていきたいと思っております。

もちろん、課のなかでも今現在さまざまなテーマがございますので、そのなかで課だけでできるものがあれば、横との繋がりも大事でございますけれども、課単独でできるものはしていくということも考えてございます。

いずれにしても、町民の方々のご意見も当然個別的な計画のなかには多々あろうかと思えます。それは広くこれから町民の考え方も聞きながら、取り入れるところは取り入れていきたいなと思っております。計画ができたからといってこれが終わりではございません。これからこの10年でどう具体的に実現していくかということが今求められているものではないかと思っておりますので、議員各位のご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 水上君

○10 番

関連してお尋ねしておきたいと思えます。

第1次の検証がどこまでできたかと。前にも質問させてもらったんですが、私もこれを読ませてもらっても、なかなか項目も多いのでチェックできないんですが、同じような課題がまだまだ解決できてないなということで見せてもらっています。

10年も経てば町もそうですし情勢も変わってくるので、ここでみますとSNSの問題であるとか、10年前と違ったようなことも課題として出てるなど見ているんですけども、やはり見える形。ネットなんかでもどんどん発信していただいて、町民の知るところにさせていただかないと、これが行政だけのものでなく、もちろん関係各所に情報公開しながら進めていただきたいと思いますし、町の課題がたくさんあるので、今、町長の話も聞かせていただいたんですが、若い職員も一緒になって今後進めていただけるような庁内の体制もぜひこれを活用していただけるように方向性をもって進めていただきたいと思います。

毎回マスタープランであるとかこういう指針をつくっていただくんですが、どう運用され

ているかということ常々思っておりますし、住民の方もそういう視点で見られておられますので、そこを今一度町長そして総務課長に思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

今、水上議員から非常に有効といいますか、有益なご提言をいただきました。

町といたしましても、当然これは第1次の白浜町長期総合計画の検証もさることながら、どういったものができたのか、できなかったのかをしっかりとこのなかにも取り入れながら、今後10年間ということが一番大事なのかということをももちろん優先順位はありますけれども、できることからスタートしていきたいと思っております。過去の10年間の反省といいますか、どういったところが足らなかったのかということは我々もこのなかで検証しております。

ですから、あとは余り大きな方向性は変えずに、流れとしては今までの10年間を踏襲した上で継続しながら、新たに課題となっているようなところはこのなかに入れていきたい。これは個別計画のなかではっきりとうたっておりますので、そういう基本計画のなかで具体的なことに取り組んでいきたいと思っております。町の職員ももちろん大事だと思っておりますので、職員のみならず町全体をオール白浜でこれに取り組んでいきたいと思っております。

ですから、1年、2年、毎年、年に1回か2回くらいは結果の報告、検証をしながら町民の方にも報告をしていかなければならないと思っております。

SNSの話が出ましたけれども、町からもフェイスブックですとか、いろんな情報の発信をしておりますので、そういった時代の流れに応じた取り組みもしていきたいと思っております。積極的に取り組んでまいります。

○議長

2番 楠本君

○2番

ちょっと最後に聞きたいんですけども、計画の検証やけども、前に全員協議会か何かで聞いたと思うんですけども、具体的なPDCAを用いてやっていくという説明があったらように今思い出したんですけども、その点についての検証のやり方についてはいかがなんでしょうか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

今、楠本議員からPDCAというお話がございました。

これは前からやっていることでございまして、プラン・ドゥ・チェック・アクションについて、サイクルを考えながらやっていかないといけないと思っております。先ほど申し上げましたように、計画があるにも関わらず計画からどう実行していくのか、どうチェックしていくのか。それから最後にアクション、これが一番大事だと思っておりますので、具体的にできないことはすべてこのなかにはないと思っております。できることばかりだと思っておりますが、ただ時間がかかりますので、ものによっては時間がかかりますので、それをどういう形で庁のなかでまとめていって、そしてまた関係者の方にも入っていただいて、具体的に実現していく、この行動が一番大事だと思っておりますので、そこについては町職員のみならず町民の方々に

もいろんなご意見をいただきながら、先ほど出ましたけれども、パブリックコメントなんかでも一部このなかにも含まれております。具体的なお意見もいただいておりますので、その辺も反映できるように取り組んでまいりたいと思っております。

この計画が先ほど申し上げましたように、過去10年間を踏襲した上での計画でございますので、大きく流れは変わらないと思っておりますけれども、もっと具体的にこの分野についてはもっと力を入れていきたいというのは当然でございますので、これは当然時代の流れに応じてやらないといけないと思っております。これはすべての項目、分野にわたっておりますので、大変広くて大きな戦略になると思うんですけども、これを町の戦略のひとつに位置づけて取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

わかったかと言えば、すべて私もわかっていません。

長計というのは白浜町にとって非常に大事なものとしますし、そのなかで町長は2期目に入っておりますし、そういう部分では政策的なものも長計の頭の部分で入ってなかっても具体的に策定にあたって計画をし、実行していくにおいては、時代の流れというのか、国、県の補助金等の問題も含めていろいろあると思うんです。そういう部分では我々長計の説明は受けるんですけども、そしたらどれだけ進んでいるのかという部分についての確信というか割合私の頭のなかでは薄い。

P D C A手法を用いてやってもらったら一番いいという話を聞きましたし、そういう部分についてはチェック機関において、この部分については計画どおりになっているのと違うかなど、こういうような検証が我々議員にも責任あるんですけども、そういう部分については、今後職員も忙しいし、それにかかっておれんと思うんですけども、なんかそこらでアクションを起こさなければあかんように思うので、そこらも踏まえて町長の政策にも関わってくることだと思うので、そういうことも含めてやってほしいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、楠本議員からご指摘いただきました内容につきましては、町の大きな施策の一つにもなりますので、もちろん私の公約の部分も反映できるようにしていきたいと思っております。

具体的に財源を伴うことが結構ありますので、そこは財政と調整しながらやっていかなければならないと思っております。

町のめざす将来像というのはこれがすべてではございませんけれども、大方がここに集約されていると思っております。具体的な基本計画をこれからどうやって実現していくか、行動に移していくかということが求められているのではないかと思いますので、ぜひ議員の皆様にもいろんなご指導、それからアドバイスをいただきますようよろしくお願いを申し上げます次第でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで総務課長より先ほどの答弁の修正を求められております。

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、楠本議員と廣畑議員からご質問いただきました公益的法人の位置づけ、派遣先に後期高齢者医療広域連合とか申し上げましたけども、大きな枠ではそうなんですけど、今回の条例改正の対象となるのは、法律に定められてございます形で白浜町が条例をつくっております、派遣先というものが規則で定められておりました、今回対象としてございますのが、公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する規則というのがあるんですが、そこに位置づけておるのが、和歌山県観光連盟、今回のDMO、白浜医療福祉財団はまゆう病院、それと別の関係になりますが、社会福祉法人の社会福祉協議会と白浜町土地開発公社、FM南紀白浜コミュニティ放送株式会社が位置づけておりますので、後期高齢とは別の形の派遣ということで、今回の対象とするのはこの公益的法人というのはこの法人のみ適用されるということになります。

○議 長

公益的法人等への白浜町職員の派遣等に関する条例に関する修正の答弁でした。

休憩します。

(休憩 11時55分 再開 13時20分)

(林副町長 退場)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○10 番

休憩中の議会運営委員会で協議したことをご報告いたします。

当局より追加議案1件の提出がありました。追加議案については日程に追加して直ちに議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いします。

本日、閉会后に全員協議会を開催いたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま当局より追加議案が提出されました。

これを日程に追加して、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案は日程に追加して、直ちに議題とすることといたします。

資料を配布して下さい。

(資料配布)

---

#### (6) 追加日程第17 議案第54号 白浜町副町長の選任について

○議 長

追加日程第17 議案第54号 白浜町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

議案第54号 白浜町副町長の選任について、議案書(P.47～48)に基づき、説明した。

林氏の選任につきまして、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第54号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第54号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長



ただいま同意されました林君から挨拶の申し出があります。これを許可します。

(林副町長 入場)

(登壇)

(挨拶)

(拍手)

○議 長

挨拶が終わりました。

---

(7) 日程第16 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第16 発委第3号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成30年第1回臨時会をお願いいたしましたところ、2日間にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本臨時会は、去る3月18日の厳しい選挙戦を戦い抜かれ、見事、町議会議員として栄位を勝ち取られた皆様方による新しい体制の議会でもございました。

議長に就任されました西尾議員、副議長に就任されました堀議員に対しまして、心からお喜びを申し上げます。

また、監査委員に就任いただきました溝口議員におかれましては、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げますとともに、常任委員会、特別委員会の各委員会をはじめ、一部事務組合を含めまして、ご就任いただきました議員の皆様方におかれましては、行政各分野でのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

財政状況の厳しい中ですが、行政の運営に副町長をはじめ、職員共々、全力を尽くしていく所存でございます。

今後ともよろしくようお願い申し上げます。簡単でございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもって、白浜町議会平成30年第1回臨時会を閉会いたします。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成30年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、13時25分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年4月6日

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員